## 静岡県告示第665号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年8月13日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和3年8月13日

静岡県知事 川勝平太

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日
¥h	東松原	`幼	伊東市荻字池田176番の2地先から							令和3年8月13日
₹Œ.	果仏房	、形化	伊東市荻字中田代319番の1まで							